

教育委員会定例会事項書

令和5年11月14日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 23号 職員の懲戒処分について

議案第 24号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第 25号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について

議案第 26号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について

議案第 27号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)について

議案第 28号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 29号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

議案第 30号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年10月27日(金)

開会 10時00分

閉会 10時35分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第21号 専決処分の承認について(令和5年度三重県一般会計補正予算(第3号)
(教育委員会関係))

議案第22号 特定事業契約の変更について

5 請願陳情の付議の結果

請願4 「三重県教育ビジョン(仮称)」に部活動改革に関する記述を含めることを求める
請願について

請願5 教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める
請願について

請願4、請願5については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 令和5年度三重県学校保健功労者表彰について

報告2 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告3 令和6年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について

報告4 令和6年度三重県職員(航海士・機関士)採用選考試験の実施について

報告5 令和6年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の
実施について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

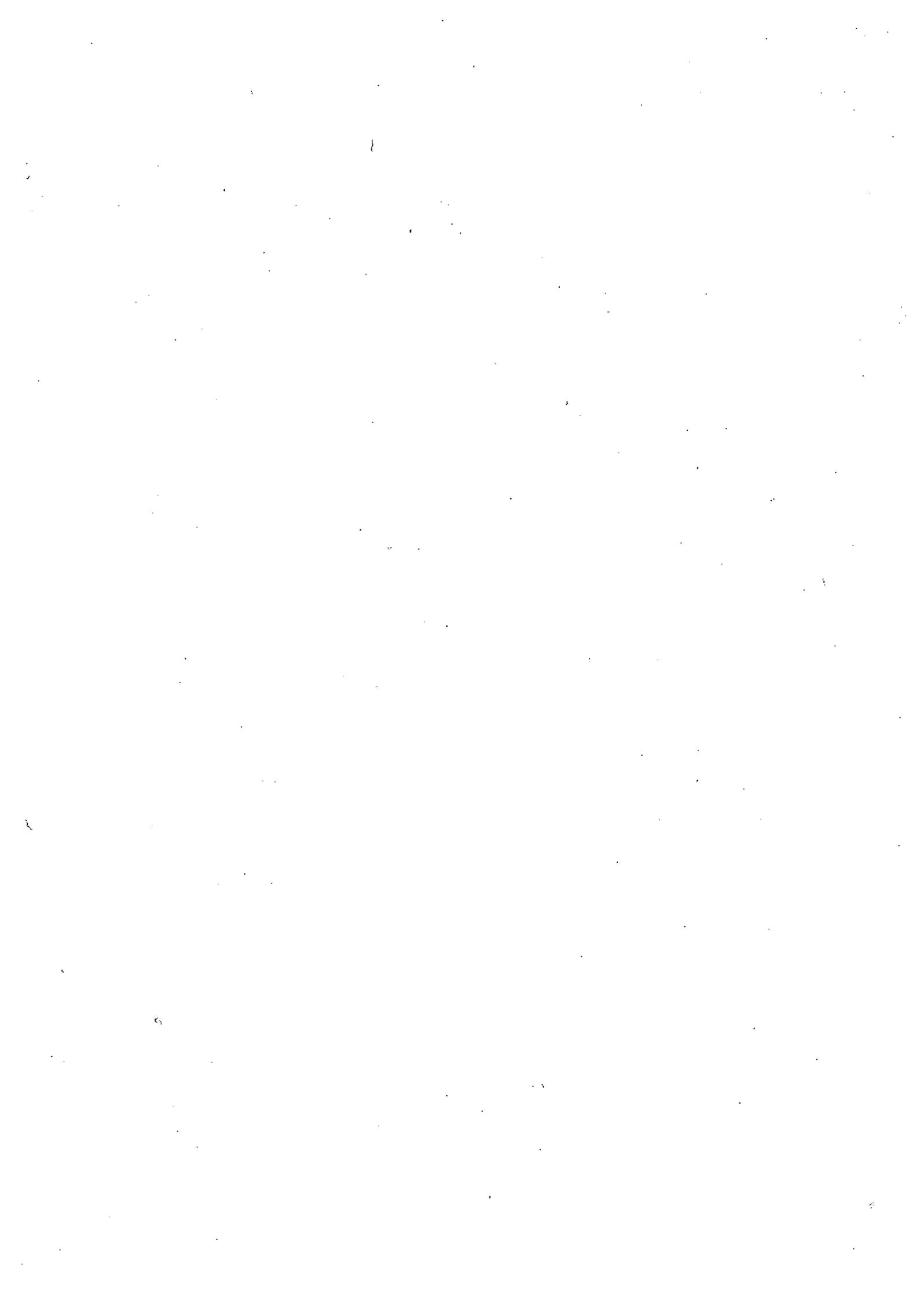
請願6

高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月14日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 6	令和4年12月30日	<p>(件名) 高校部活動にかか る部費等の負担の 軽減を求める請願 書 (要旨) 「県立学校の部活 動における部費等 の実態を調査する こと」「家庭に過大 な経済的負担を強 いていることが確 認された部に対し て、運営のあり方を 改めるよう指導す ること」を求めるこ と。</p>	<p>みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン委 員長 大原 敦子 三重県津市寿町7- 50</p>	<p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行わ れるものであり、生徒は、当該部活動の活動方針や練 習内容をあらかじめ理解したうえで入部します。 なお、三重県部活動ガイドラインでは、「指導者は、 生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み 取り、各部の活動計画等を設定すること」が示されて おり、ミーティングや保護者会などにおいて部費に ついても説明し、生徒や保護者の理解を得たうえで 部活動を運営しているところです。 また、部活動に必要な経費については、競技種目や 目標、その他の支援の状況によっても様々であるこ とから、一律の基準を定められるものではありませ ん。 以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年12月30日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

「県立学校の部活動における部費等の実態を調査すること」「家庭に過大な経済的負担を強いていることが確認された部に対して、運営のあり方を改めるよう指導すること」の2点を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

三重県立学校においては、「三重県部活動ガイドライン」に基づく適正な部活動実施への取り組みが行われていることと思います。同ガイドラインの中では、休養日の設定や活動時間の制限など、生徒の心身の負担を軽減するための様々な方策が取り上げられていますが、家庭の経済的負担には言及がありません。

三重県立高等学校の中には、部費等の部活動での徴収金負担が月平均1万円を超える部もあります。内訳として大きいのが遠征費です。週末の遠征でも頻度が高く、高額な費用が発生しているようですが、遠征宿ではまとまった費用がかかります。すべての学校のすべての部が高額な経済負担を保護者に求めているわけではないと思いますが、一部であっても過大な経済的負担が求められることはあってはならないと思います。

県立学校の部活動における部費等の実態を三重県教育委員会として調査するとともに、家庭に過大な経済的負担を強いていることが確認された場合は、部活動運営のあり方を改めるよう指導していただきたいと思います。

*本請願書は愛知県人事委員会登録職員団体「愛知部活動問題レジスタンス」(IRIS)作成の請願書を参考に作成しました。

請願7

部費の適切な取扱いを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月14日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 7	令和4年12月30日	<p>(件名) 部費の適切な取扱いを求める請願書</p> <p>(要旨) 県立学校の部活動の部費(遠征等も含む)について、収支の説明責任を果たすこと、部費の収支の内容に不自然な点がないか確認すること、適切な取扱いが行われるよう仕組みをつくること。</p>	<p>みえ教育ネットワーク教職員ユニオン委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>県教育委員会では、「学校諸費等に関する取扱い要領(平成24年4月1日)」において、「学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること」「校長及び職員は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努める」ことを定めています。</p> <p>また、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について(通知)(平成26年12月16日)」において、学校諸費に指定しない部活動費についても「取扱いの適正化について、部員・保護者に徴収の趣旨・目的を説明するとともに、適正な金銭の出納管理や部員・保護者へ収支報告を行うこと、部費の徴収目的を部員・保護者に通知すること」としています。</p> <p>さらに、教職員は部費をはじめ、様々な場面で現金を扱う機会があることから、県教育委員会では、毎年、部費等の適切な管理を行うよう繰り返し注意喚起しているところです。</p> <p>以上のことから、本請願については、既に対応しており、不採択といたしたい。</p>

2022年12月30日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部費の適切な取り扱いを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

県立学校の部活動の部費（遠征費等を含む。）について、以下に示すような適切な取り扱いは行われるようにすることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

県立学校の部活動において保護者が支払っている部費は、当然ながら適正に取り扱われなければなりません。しかし、領収書等の部費の収支に関する記録が学校や部によって保存されていたり、されていなかったりする現状があります。したがって、学校や部によっては部費の管理が部顧問のみによって行われることになり、その運用が本当に適切なものなのか、第三者の目が適切に入ることがありません。保護者への部費の収支報告書だけでは収支の詳細まではわからず、適切な運用がされているのか、判断し難いとも思います。そこで、各部の部費の収支に関する記録を学校として保存して、説明責任を果たせるようにしていただくことが必要であると考えます。

また、部費の収支に関する記録について、単に収支が合っているかどうかだけでなく、その内容に不自然な点がないのか（「支出内容として適切なのか」「かかった経費とは到底思えない不自然な金額の領収書ではないか」「送別会等は受益者負担となっているか」等）ということについての確認も必要であると考えます。

部費は私費であり、住民監査請求の対象にはなりません。だからこそ、適切な運用をする仕組みが必要であると考えます。

以上の理由から、県立学校の部活動において、部費の適切な取り扱いは行われるようにすることを求めます。